

新地町内各小中学校長

新地町教育委員会教育長 佐々木 孝司

学校施設並びに機器等の使用に伴う安全確保について（通知）

学校における事故防止については、「学校施設における事故防止の留意点について」等において、事故防止に必要な事項の周知及び事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いしてきました。しかしながら、これまでも令和3年4月に宮城県白石市で防球ネット支柱倒壊により児童が死傷した事故、福岡県北九州市の中学校で体育館内のバスケットゴールが落下し生徒が負傷するなど、校舎等内外で事故が発生しています。

こうした事故を受け、町内各校では同様の事故の再発防止と学校環境の安全確保に万全を期するため、重大な事故につながる恐れのある工作物及び機器等について、点検すべき対象を今一度把握し、通常の使い方に加え児童生徒等の目線や多様な行動等も考慮して安全点検を行っていただいたところです。

こうした中、4月22日(火)に新地町総合体育館において、スポーツ少年団の結団式の片付け作業中、教育委員会職員が「舞台下(ステージ下)収納台車」に椅子を収納する際、台車本体と椅子の間に指を挟み、指を負傷する事故が発生しました。

本町の学校体育館の多くは、総合体育館とは形状は異なるものの、「舞台下収納台車」にパイプ椅子・テーブルあるいは体育館保護シート等を収納しております。各校においては、収納台車にこれらのものを積載して、舞台下に収納する際には、安全管理に努めていただいているところですが積載時には相当な重量となり、かなりの力を込めて収納作業を行わざるを得ません。従って、作業時には安全に配慮することが求められます。実際、国内においては、収納台車を含む「人力運搬機」の労働災害事故件数は、確認されているだけでも

4, 0 0 0 件以上発生しており、その中には死亡事故につながるケースもあります。

また、学校における舞台下(ステージ下)収納台の具体的事故事例としては、

○ 文化祭でステージ下の収納スペースにパイプ椅子を収納していたところ、出し入れの振動で収納台に格納された椅子が倒れて、台車と椅子の間に指が挟まり、骨折した。

○ 卒業式終了後、舞台下収納庫に台車を収納する際、収納庫との間に右手を挟み、指を骨折した。

このような事例が報告されております。

つきましては、各学校施設においても、次頁の記述内容を踏まえ「舞台下(ステージ下)収納台車」に係る安全な使用に徹するとともに、今一度、学校環境における工作物及び機器等の点検すべき対象を把握の上、安全点検を実施して、学校の安全確保に万全を期すようお願いいたします。

記

【舞台下(ステージ下)収納台車の使用に際して】

- 舞台下(ステージ下)収納台車にパイプ椅子等の用具を収納する際には、複数の教職員が安全管理に留意しつつ作業にあたること。
- 収納作業時には、手指を挟まれないよう、握り部に椅子等が折り重ならないように安全確保を行うこと。
- 作業時には、切り傷・スリ傷などを防ぐため、肌の露出がない長袖・長ズボンを着用すること。
- 台車への引っ掛かりを防ぐため、シャツ等の裾がでないようにすること。
- 作業中のつまずき・転倒を防ぐため、スリッパ、サンダル靴着用で使用しないこと。
- 手や指の怪我を防ぐため、滑り止め加工された手袋を使用すること。

【児童生徒の安全確保のため学校が行うべき学校施設の維持管理】

- 施設及び設備の安全点検の計画策定及び実施。(学校保健安全法)
- 施設及び設備に支障があると認めた場合の遅滞ない改善、改善が困難なときの設置者への申し出。(学校保健安全法)

主な関係法令(抜粋)

- ・ **学校保健安全法**(昭和33年法律第56号)
(学校安全計画の策定等)

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保)

第28条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

- ・ **学校保健安全法施行規則**(昭和33年文部省令第18号)
(安全点検)

第28条 法第27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

(日常における環境の安全)

第29条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。